

ニュージーランドにおける排出量取引制度導入の動き

1. 排出量取引制度導入をめぐる検討経緯

2006年12月から2007年5月にかけて、ニュージーランド政府は気候変動対策の政策オプション(排出量取引、環境税、インセンティブ、補助金、直接規制手法、自主的アプローチ)の検討、及びコンサルテーションを行った。その結果、費用対効果が高い、柔軟で有効な手法である、他国での導入経験がある、経済成長への影響が少ない等の理由から、排出量取引制度が最も好ましいと結論付けられた。

2007年8月20日、内閣は”Cabinet Paper: A New Zealand Emission Trading Scheme: Key Messages and Strategic Issues” POL(07)302 を発表。財務省と環境省が提案する排出量取引制度の概要を示し、政府として排出量取引制度導入に向けて取組む姿勢を明示した。2007年9月、財務省と環境省が“The Framework for a New Zealand Emission Trading Scheme”において、ニュージーランド排出量取引制度 (NZETS) の制度案を発表。以下、その内容を取りまとめる。2007年12月4日、Climate Change Bill が議会に提出された。同法案は、①the Climate Change Response Act 2002 を改正し、NZETS を導入する、②the Electricity Act 1992 を改正し、化石燃料を使用する火力発電所新設の凍結を命じることにより、再生可能エネルギー発電を促す、という2つの主だった内容を有する。議会は同法案を、財政・歳出委員会 (the Finance and Expenditure Committee) に送り、審議するように求めた。同委員会は、2008年2月29日を期限として意見募集を行った。今後、6月20日までに議会に対して審議結果を報告する予定である。森林部門は2008年1月1日から、運輸部門は2009年1月1日からNZETSへの導入が予定されているために、同2部門に対しては、政府が規制のドラフトを2月13日発表した。

2. 制度案の概要

発表された制度案によると、対象となる部門は全主要部門(森林、液体化石燃料、エネルギー、産業、農業)である。当初は2008年から森林部門に導入し、その後段階的に対象部門を拡大予定である。割当方法については、総量目標を設定し、長期で段階的に減らしていく計画。森林、産業、農業部門においては、当初無償割当を行うが、段階的に有償割当へ移行し、2013~2025年頃に全量を有償割当で割り当てる計画である。運輸部門、その他エネルギー部門、廃棄物部門の排出については初めから有償割当が行われる。制度の詳細は以下の通り。

部門/ガス	割当対象、活動	割当方法	(第1期) 遵守期間
森林部門/ CO ₂	<p>【割当対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1990年以前の森林(1989年12月31日に森林であり、森林部門がETSに導入される2008年1月1日に森林である土地)を持つ土地所有者(11,000人程度) 1989年以降の森林(1990年1月1日以降に植林された森林)を所有する土地所有者(2,000~9,000人)も自主的に参加可能。 <p>【対象となる活動】</p> <p>① 森林伐採</p> <ul style="list-style-type: none"> 1990年以前の森林を森林以外の用途に転換させることから生じる排出(ただし、一時的に森林表面を除去する森林収穫は含まない) <p>② 純カーボンストックの変化</p>	無償割当 (森林伐採に対する割当)	2008/1/1 ~2009/12/31

	<ul style="list-style-type: none"> 1989年以降の森林で ETS に参加しており、植林や刈入等のカーボンストックの純変化から生じる排出や吸収 <p>③以下は適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> 1990年以前の森林で、所有面積が 50ha 以下のもの 遵守期間中の 2ha 以下の森林伐採 雑草木（野生の松等）整備の目的で行われた森林伐採 		
運輸部門/ CO ₂	<p>【割当対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上流の燃料供給者。すなわち、化石燃料の輸入/精製を行う石油会社（5社） オプションとして、航空機用燃料の消費者を自主的、あるいは強制的に含めることを検討。 <p>【対象となる活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油精製もしくは石油製品の輸入（輸出用/国際運送用の燃料は除く） 	有償割当	2009/1/1 ~2009/12/31
エネルギー部門（運輸を除く）/ CO ₂ 、CH ₄	<p>【割当対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のオプションを想定。 <p><u>オプション①上流供給者（45箇所）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭輸入者/採掘者（石炭輸入免許/採掘許可所有者） ガス輸入者/生産者（石油許可/免許所有者）、処理者 地熱発電者/産業用に供給される熱の直接使用者 燃焼目的で廃油を使っている業者 <p><u>オプション②上流・中流供給者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭卸売業者、ガス販売業者かつ/または主要な石炭とガスの使用者の、上流と中流供給者の組み合わせ 中流のエネルギー大規模使用者を対象とする場合は、割当対象となる中流企業への販売分は上流では除外。但し、上流のガス生産者は、ガス生産時の漏出排出を対象に、規制対象に含まれる。 <p>【対象となる活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料の「輸入」もしくは電力・熱の「販売」 以下は適用除外。 <ul style="list-style-type: none"> 輸出向けエネルギー 放出/燃焼された石炭層メタン（非販売用） 割当対象となる下流企業への販売分 原料用途分 削減手法として CCS も前向きに検討。 	有償割当	2010/1/1 ~2010/12/31
産業部門/ CO ₂ （プロセス起源）、 PFCs、HFCs、 SF ₆	<p>【割当対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の産業プロセスが対象。（35箇所） <ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼、アルミ、セメント、石灰石、ガラス、金、紙の製造工程 石灰肥料の販売会社 不活性合成ガスの輸入者 <p>【対象となる活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼、アルミ、セメント、石灰石、ガラス、金、紙の生産（製造過程で放出されずに、最終製品に残っている炭素分は除く） 石灰肥料の生産 SF₆ を使用した開閉装置、HFCs を使用した定量吸入器、PFCs と HFCs を使用した冷蔵機器等からの排出 	無償割当 （2025年まで）	2010/1/1 ~2010/12/31 SF ₆ は 2013/1/1 ~2013/12/31
農業部門/	<p>【割当対象】</p>	無償割当	2013/1/1

N ₂ O、CH ₄	<ul style="list-style-type: none"> 窒素肥料に関して: ➢ 窒素肥料の販売者 (10 箇所) を想定。(但し、農家や業界団体の可能性も) 腸内発酵と糞尿処理に関して: ➢ 肉と日常製品の加工業者 (25 箇所) を想定。(但し、農家や業界団体の可能性も) <p>【対象となる活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 合成肥料の使用に伴う排出 腸内発酵と糞尿処理に伴う排出 	(2025年まで)	~2013/12/31
廃棄物部門 / CH ₄	<p>【割当対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地の運営者 (60 箇所) <p>【対象となる活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地からの CH₄ 排出 排水処理からの N₂O、CH₄ 排出や、ゴミ燃焼からの CO₂ 排出は当面は含まない 	有償割当	2013/1/1 ~2013/12/31
その他	発電所、主要な産業生産者等エネルギー多消費者も自主的に参加可能。但し、その場合は、当該エネルギー消費は、上流では対象外となる。		
排出枠			
名称	New Zealand Unit (NZU) (1 t-CO ₂ が 1NZU に相当)		
割当	毎年行われる		
森林部門での取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> NZETS における植林活動或いは森林伐採に対しても、本制度では RMUs は用いずに、NZU の発行もしくは取り消しを行う。 		
バンキング・ボロージング	<ul style="list-style-type: none"> ボロージングは環境上負の影響を与えうると慎重な姿勢。 		
管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 電子登録簿を整備し、シリアル番号により管理。 		
排出枠の取引			
価格の制限	<ul style="list-style-type: none"> 価格の上限、下限とも制限しない。ただし、2012 年以降の枠組のあり方によっては、上限を設定する可能性がある。 		
報告・検証			
排出量報告	<ul style="list-style-type: none"> 参加者が、UNFCCC や京都議定書等国際的なガイドラインに沿った、認証済みの方法論を使って排出量を算定。それを行政が監査機関を通じて監督する、自主申告を基本とする。 1 月 1 日から遵守期間が始まったら、5 月 31 日までに排出量のレポートを提出し、以後四半期毎/月毎に提出。なお、遵守期間の 6~12 ヶ月前から排出量の報告を開始することを推奨。 		
検証	<ul style="list-style-type: none"> 第三者検証の実施について検討。 検証に関するルール策定についても検討。 		
新規参入・退出			
新規参入	<ul style="list-style-type: none"> 無償割当の対象とならない。 		
退出	<ul style="list-style-type: none"> 無償割当された排出枠を保有できない。(余剰排出枠を返却) 		
不遵守措置			
目標未達の場合	<ul style="list-style-type: none"> 目標が未達になった場合、行政機関が通達してから 90 日以内に排出枠を補填しなければならない。 補填に加え、罰金 NZ\$30/t-CO₂ が課される。 企業名を公表。 なお、故意の不遵守に対しては、90 日以内に 2 倍分の排出枠を補充し、罰金 NZ\$60/t-CO₂ が課されるほか、民法上の罰則も別途課せられる。 		
モニタリング、報告不	<ul style="list-style-type: none"> 目標未達成の場合と同額の罰金が課せられ、不足分を補填しなければならない。 なお、故意に違反した場合は刑法違反となり、上記より重い罰則が適用される。 		

備の場合	
その他の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の不遵守（口座開設の不実施、排出枠償却の不履行等）は民法違反となり、1 回目の違反で最高 NZ\$4000、2 回目の違反で最高 NZ\$8000、3 回目の違反で最高 NZ\$12000 の罰金が課される。 ・ なお、故意に違反した場合は刑法違反となり、上記より重い罰則が適用される。
他の炭素市場、政策とのリンク	
京都クレジットの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に京都クレジットを NZU と同様に遵守目的で使うことができる。 ・ HFC 破壊プロジェクト由来のクレジットの利用に制限を課すかについて今後検討。
海外制度とのリンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の国際市場とリンクすることの必要性を認めつつも、実際に 2012 年以前に他のスキームとリンクする可能性は低い。 ・ EUETS の担当者と協議中。2012 年以降の導入が検討されている豪州とも将来の協議に前向き。
オフセット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度対象外の人々によるオフセットメカニズムが導入される可能性がある。
2012 年以降の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012 年以降の国際枠組みへの適応にも留意。